平成３１年３月オレンジ勉強会

控訴及び強制執行停止の手続

平成３１年３月２２日
弁護士　椿　良和

第１　事　案

当方が被告で金銭給付にかかる訴訟を提起され，第１審において，原告の請求を認容する判決が出て，仮執行宣言が付された場合，控訴とともに仮執行を防ぐための被告としての対応

第２　控　訴

１　控訴期間等

控訴人が判決書等の送達を受けた日から２週間の不変期間内に，控訴状を第一審裁判所に提出（民訴法２８５条，２８６条１項）

２　控訴状の記載（民訴訟２８６条２項）

３　申立から第１回期日までの流れ

控訴状提出から５０日以内に控訴理由書の提出（民訴規則１８２条）

第３　強制執行停止

１　申立書の記載等

実質的要件：①原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと，又は②執行により著しい損害を生じるおそれがあること

２　申立から強制執行停止決定までの流れ等

(1)　訴訟記録のある裁判所に，強制執行停止決定の申立てをする（民訴訟４０４条１項）→事件番号が振られた受付票を受領

(2)　一定時間後に担当裁判官から電話連絡がある。この電話にて，裁判官から，担保金の額が伝えられ，「申立人は，被申立人のために，●円を期間７日以内に供託せよ。」等と立担保命令を受ける。なお，東京地方裁判所では，認容額と遅延損害金の合計額の７割を担保金とする運用とのことである。

(3)　法務局に行き，事件番号等を記載した供託委任状と供託書を提出し，供託金を納付すると供託書の原本が交付される。

(4)　裁判所に行き，供託書（原本と写し），ページ番号の付されていない当事者目録（弁護士全員記載）を２部＋相手方の人数，宛名ラベル，さらに特別送達の郵券（１０７２円×人数分（相手＋α））を交付。

(5)　裁判所から強制執行停止決定が発令される。

以　上